

記載例①

C

退職者→普通徴収(未徴収税額を退職者が直接納入)の場合

注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿 令和7年11月4日提出		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地										特別徴収義務者 指定番号	99999				
			フリガナ	マルマルショウジ (カ)										宛名番号	123456-7				
			氏名又は名称	〇〇商事株式会社										担当者 連絡先	所属	経理課			
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	氏名	小堤 次郎	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	029-292-1111 内線 (999)	
			フリガナ	イバラキ ハナコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
			氏 名	茨城 花子 旧姓 (千葉)															
			生年月日	昭・平 33年 3月 3日										6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	7 年 10 月	1 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
			個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2						3
			受給者番号											72,000 円	30,000 円	42,000 円	7 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
			1月1日 現在の住所	茨城町大字駒場450番地															
			異動後の 住所											72,000 円	30,000 円	42,000 円	7 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
			異動後の 住所																

指定番号は市町村ごと
で異なります。

特別徴収税額通知書の
「摘要」に記載の数字を
必ず記入してください。

記載内容について応答
できる方の連絡先を記
入してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記載してください。)

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を	
(特別徴収義務者) 新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red;">10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月分から普通徴収に変更する場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分)</p> <p style="text-align: center;">(イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分)</p> <p style="text-align: center;">(ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)</p> <p style="text-align: center; color: red;">↑ 普通徴収税額</p> </div>	
	所在地		
	フリガナ		
氏名又は名称	月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理 由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
	2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円
		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村 記入欄	
理 由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	死亡退職の場合、相続 人氏名、連絡先をご連 絡ください。	
	2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ